

2023年改定の最低賃金について

<概況>

全国の最低賃金が答申されました。いくつかの都道府県をピックアップしてまとめたものが次の表です。

	改定前（現行）	改定後	改定予定日	UP 額
神奈川	1,071 円	1,112 円	2023 年 10 月 1 日	41 円
東京	1,072 円	1,113 円	2023 年 10 月 1 日	41 円
愛知	986 円	1,027 円	2023 年 10 月 1 日	41 円
大阪	1,023 円	1,064 円	2023 年 10 月 1 日	41 円
沖縄	853 円	896 円	2023 年 10 月 8 日	43 円

答申の通り引き上げられることを前提とした場合、東京、神奈川は 41 円 UP、全国加重平均は 1,004 円となります。改定日は多くの地域で 10 月 1 日となっており、これより遅い地域でも 10 月 14 日までに順次改定されます。

今回、いくつかの都道府県において、国が示した目安の引き上げ額を超えるところがありました（最大上げ幅 47 円）。上がり幅としては過去最大であり、政府が目標にしてきた全国加重平均 1,000 円を超えることとなります。

<最低賃金以下の時給になっていないか確認を！>

毎年この時期には、従業員の賃金が最低賃金以上となっているかどうかを確認することが必要です。特に東京、神奈川では時給 1,100 円を超える水準の最低賃金となっていますので、時給の人のみならず、月給の人も改めてよく確認しなければなりません。

時給の人は比較的確認がしやすいと言えます。

月給の人の場合も最低賃金額の基準は同じ、つまり時給表記であるため、定められた方法で賃金を時給換算のうえ、確認します。月平均所定労働時間や賃金の構成内容次第では、最低賃金未滿となってしまうこともあり得ます。特に、固定残業代を採用している場合は、定められた方法で時給換算すると、思ったよりも低額になっている恐れがありますので注意してください。

<月給の時給換算方法>

時給換算計算式：月給額 ÷ 1 ヶ月の平均所定労働時間

まず月給額に関し、最低賃金に達しているかどうかを確認する際、次のものは除外して考え

ます。

1. 家族手当、通勤手当、精皆勤手当
2. 固定残業代、残業代等の割増賃金
3. 賞与等の一時金、臨時に支払われる賃金

なお、時給の人の確認においても、上記のものが支払われている場合は、除いて考えます。

次に分母にあたる 1 ヶ月の平均所定労働時間は、ざっくりではなく正確に算出しなければなりません。ここがざっくりだと、確認したつもりが最低賃金に達していなかった…ということが起きる恐れがあります。

式：1 ヶ月平均所定労働時間＝年間所定労働時間÷12

1 日の所定労働時間が決まっている場合は、365 日（うるう年は 366 日）から年間休日数を除いた日数に 1 日の所定労働時間を乗じれば年間所定労働時間数を計算できます。

1 日の所定労働時間は決まっていないが、各月単位では決まっているような場合は、毎月の所定労働時間をすべて合計することで年間所定労働時間数を計算できます。

<まとめ>

時給（換算）額を確認した結果、もし改定後の最低賃金に達しない場合は、最低賃金の改定日までに賃金額の見直しを行う必要があります。

最低賃金には労働基準監督署は厳しく、もし最低賃金に満たないまま賃金が支払われていたことが調査等で分かった場合、将来に向かってはもちろん、過去についても時効となっていない部分すべてに最低賃金以上となるように差額を支給し、是正するよう求めてくる場合があります。

時給者だけでなく、月給者についても必ず最低賃金額以上となっているかどうかを確認し、下回ることをないように注意しましょう。